

○河北郡市広域事務組合監査委員条例

制定 平成16年3月1日 条例第3号
改正 平成20年2月28日 条例第3号
令和2年2月27日 条例第1号

(趣旨)

第1条 監査委員の定数及び職務執行に関しては、法令に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(定数)

第2条 この組合の監査委員の定数は、2人とする。

2 議員のうちから選任する監査委員の数は、1人とする。

(定例監査期日及び通知)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査の期日は、毎年4月から12月までに行うものとする。ただし、必要がある場合は、その期間を延長することができる。

2 監査委員は、前項の監査期日前少なくとも10日までに、その期日を監査の対象となる理事会その他の機関に通知しなければならない。

(臨時監査の期日の通知)

第4条 監査委員は、法第199条第2項、同条第5項、同条第7項又は第235条の2第2項の規定による監査（普通地方公共団体の長の要求がある場合を除く。）を行おうとするときは、監査期日前少なくとも5日までにその期日を監査の対象となる理事会その他の機関又は、組合が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助を与えるものに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(特別監査の着手)

第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項、同条第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査の請求があった場合には、監査委員は、7日以内に監査又は審査に着手しなければならない。ただし、特にやむをえない事由がある場合は、この限りでない。

(決算時の審査の期限)

第6条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の審査、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類の審査並びに地方公営企業法第30条第2項の規定による地方公営企業の決算の審査についての意見は、審査に付せられた日から30日以内に、これを理事会に提出しなければならない。ただし、やむをえない事由がある場合においては、この限りでない。

(例月出納検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による出納の検査は、毎月末日までに前月分を行うものとする。ただし、やむを得ない事由により検査を行うことができないときは、この期日を変更することができる。

(監査又は検査の結果)

第8条 法第199条第4項の規定による監査の結果の報告及び公表は監査の終了した

日から30日以内に、他の監査又は、検査の報告又は公表は、監査又は、検査の終了した日から20日以内に行うものとする。ただし、やむをえない事由がある場合においては、この限りでない。

2 法第199条第14項後段の規定による通知に係る事項の公表は、当該通知を受けた後速やかに行うものとする。

(公表)

第9条 前条の公表は、河北郡市広域事務組合公告式条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第1号）の規定により行う。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成20年2月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月27日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。